

令和6年度 かごしまの6次産業化事業 商談スキルアップ支援業務委託 募集要領

1 公募の目的

6次産業化に取り組む農林漁業者（以下「6次産業化事業者」という。）の販路拡大を図るため、商談技術の向上につながる支援方法について広く提案を募集する。

2 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

3 業務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県 農政部 農政課 かごしまの食輸出・ブランド戦略室 6次産業化支援係
郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号 099-286-3179
FAX番号 099-286-5587
電子メール 6jika@pref.kagoshima.lg.jp

4 応募に係る資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

5 期間提案の募集期間

令和6年7月24日（水）～令和6年8月7日（水）

6 企画提案書等の提出場所等

- (1) 提出場所
3に同じ
- (2) 提出方法
持参又は郵便により提出（郵便により提出する場所は、配達を証明することができる郵便とすること。）
- (3) 提出期限
令和6年8月7日（水）午後5時必着

(4) 提出書類

- ア 応募書（様式1）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 費用見積書（任意様式）
- エ 企画提案者の企業概要パンフレット等
- オ 誓約書及び役員等名簿（様式2）

(5) 提出部数

- 6の(4)ア, オ 原本1部
- 6の(4)イ~エ 6部（うち原本1部）

(6) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

(7) 提出書類に用いる言語、通過及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

7 企画提案書

- (1) 様式は自由とする。
- (2) 企画提案書は1案に限る。

8 費用見積書

- (1) 業務に要する経費の見積額を提示すること。
- (2) (1)の見積額（消費税を含む。）は、次に掲げる予算額の範囲内であること。
金額 2,090千円

9 質問の受付及び回答

本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書（様式3）を提出し、回答を受けられることができる。なお、電話、来訪等による質問は受け付けない。

- (1) 提出場所
3に同じ
- (2) 提出方法
電子メール、FAX、持参、郵便により提出すること。
- (3) 提出期限
令和6年7月31日（水）午後5時必着
- (4) 回答
質問書に対する回答は、提案書を提出した者全てに電子メールにて回答する。

10 企画提案の審査

別に定める審査委員により組織された企画審査委員会が、8の(1)の見積額が8の(2)の予算額以内の提案を審査する。

企画審査委員会は、提出書類を用いて、別紙に定める「審査基準」に従って審査を行い、順位を定め、推薦委員会に報告し、契約者を決定する。

11 審査結果

企画審査委員会の審査結果は、各提案者に対し電子メール等により通知する。

12 失格事項

- (1) 参加資格のない者がした提案は、無効とする。
- (2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。
- (3) 提出された提案書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。
 - ア 提出方法，提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの

13 その他

(1) 契約

企画審査委員会から報告のあった企画提案書等の提案者が、業務遂行上、必要な実施体制を有しているか推薦委員会において審査した上で、県は提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案競技に参加した者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

(2) その他

ア 提案書類の作成，提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。

イ 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。

ウ 提出された提出書類は返却しない。

エ 本業務の実施に当たっては、業務を統括する責任者に定め、企画提案書に記載するものとし、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。

オ 業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。